

【薩摩川内市中小企業元気づくり補助金】
**社員研修、製品宣伝活動、知的財産権申請、資格取得に
係る費用を補助します**

薩摩川内市で事業を営んでいる中小企業者の「社員研修」、「製品宣伝活動」、「知的財産権申請」、「資格取得」に係る経費の一部について、その負担軽減と経営体質の強化を図るため、補助金を交付します。

補助の対象となる経費の種類・補助率・補助金額など

	補助対象経費	上限	補助率
社員研修費	ポリテクカレッジ川内、ポリテクセンター鹿児島、川内技術開発センター、中小企業大学校人吉校、鹿児島県工業技術センターにおける社員研修に係る経費（旅費・研修負担金）で、中小企業者が負担するもの	10 万円	2 分の 1
製品宣伝活動費	見本市又は展示会出展のブース費用及び機材のレンタル費用、出展に関するパンフレット作成に係る経費で、中小企業者が負担するもの（販売を伴うものは除く）	30 万円	
知的財産権申請費	特許申請、実用新案登録、意匠登録、商標登録に係る費用で、中小企業者が負担するもの ※商標権の更新に係る費用は対象外	40 万円	
資格取得費	国家資格取得に要する受験手数料及び登録免許税で、中小企業者が負担するもの	10 万円	

※上限額はいずれも 1 年度あたりの限度額です。上限に達するまで何度でも申請可能です。

※100 円未満は切捨てます。

※振込手数料は除きます。

補助対象の要件

次のいずれにも該当することが必要です。

- ☐ 中小企業基本法第 2 条に規定する中小企業者で、薩摩川内市内で生産・開発をおこなっている事業所であること

令和 7 年度

- ☐ 国・県・市等が実施している他の補助制度を利用しないものであること
- ☐ 市税を滞納していないこと

申請のながれ

実施時期、補助対象事業内容、人数、支払予定金額について電話等で事前にご連絡ください。
活動の終了後、提出書類を添えて経済政策課へ申請してください。

提出書類

	費用別の様式	共通様式
社員研修費	☐ 社員研修の内容・研修費がわかる書類の写し ☐ 研修修了証書の写し ☐ 社員研修費がわかる領収書の写し	☐ 補助金等交付申請書 ☐ 市税等の滞納がない証明書 (同意書の提出がある場合は不要) ☐ 補助金請求書
製品宣伝活動費	☐ 出展した展示会等の内容・出展料がわかるパンフレット・リーフレット等の写し ☐ 活動風景を撮影した写真 ☐ 製品宣伝活動費がわかる領収書の写し	
知的財産権申請費	☐ 知的財産権に係る申請書類の写し ☐ 特許等の登録証の写し ☐ 知的財産権申請経費がわかる領収書の写し	
資格取得費	☐ 経費の内訳がわかる書類の写し ☐ 経費を支払ったことがわかる書類の写し ☐ 資格取得を証明する書類の写し	

複数の経費について申請をする際は、共通書類をまとめることができます。

申請期限

活動終了後 3 か月以内または令和 8 年 3 月 31 日のいずれか早い日